

デイサービスセンターみたらの杜 利用料金表
平成26年4月1日～

◇当事業所は「300人超～750人以下」の通常型規模として通所介護費を算定しております。

◇提供時間は「7時間以上9時間未満」として通所介護費を算定しております。

【要支援1】

介護予防通所介護費	2,115	2,115	2,115	2,115	2,115
運動器機能向上加算	-	225	-	-	225
栄養改善加算	-	-	150	-	-
口腔機能向上加算	-	-	-	150	-
若年性認知症加算	-	-	-	-	240
サービス提供体制強化加算II	24	24	24	24	24
保険給付自己負担分	2,139	2,364	2,289	2,289	2,604
食事代	540	540	540	540	540
合計	2,679	2,904	2,829	2,829	3,144

【要支援2】

介護予防通所介護費	4,236	4,236	4,236	4,236	4,236
運動器機能向上加算	-	225	-	-	225
栄養改善加算	-	-	150	-	-
口腔機能向上加算	-	-	-	150	-
若年性認知症加算	-	-	-	-	240
サービス提供体制強化加算II	48	48	48	48	48
保険給付自己負担分	4,284	4,509	4,434	4,434	4,749
食事代	540	540	540	540	540
合計	4,824	5,049	4,974	4,974	5,289

【要介護1】

通所介護費	695	695	695	695	695	695	695
入浴介助加算	-	-	50	50	50	50	50
口腔機能向上加算	-	-	-	-	100	-	-
若年性認知症加算	-	-	-	-	-	60	-
サービス提供体制強化加算II	6	6	6	6	6	6	6
保険給付自己負担分	701	701	751	751	851	811	751
食事代	540	540	540	540	540	540	540
合計	1,241	1,241	1,291	1,291	1,391	1,351	1,291

【要介護2】

通所介護費	817	817	817	817	817	817	817
入浴介助加算	-	-	50	50	50	50	50
口腔機能向上加算	-	-	-	-	100	-	-
若年性認知症加算	-	-	-	-	-	60	-
サービス提供体制強化加算II	6	6	6	6	6	6	6
保険給付自己負担分	823	823	873	873	973	933	873
食事代	540	540	540	540	540	540	540
合計	1,363	1,363	1,413	1,413	1,513	1,473	1,413

【要介護3】

通所介護費	944	944	944	944	944	944	944
入浴介助加算	-	-	50	50	50	50	50
口腔機能向上加算	-	-	-	-	100	-	-
若年性認知症加算	-	-	-	-	-	60	-
サービス提供体制強化加算Ⅱ	6	6	6	6	6	6	6
保険給付自己負担分	950	950	1,000	1,000	1,100	1,060	1,000
食事代	540	540	540	540	540	540	540
合計	1,490	1,490	1,540	1,540	1,640	1,600	1,540

【要介護4】

通所介護費	1,071	1,071	1,071	1,071	1,071	1,071	1,071
入浴介助加算	-	-	50	50	50	50	50
口腔機能向上加算	-	-	-	-	100	-	-
若年性認知症加算	-	-	-	-	-	60	-
サービス提供体制強化加算Ⅱ	6	6	6	6	6	6	6
保険給付自己負担分	1,077	1,077	1,127	1,127	1,227	1,187	1,127
食事代	540	540	540	540	540	540	540
合計	1,617	1,617	1,667	1,667	1,767	1,727	1,667

【要介護5】

通所介護費	1,197	1,197	1,197	1,197	1,197	1,197	1,197
入浴介助加算	-	-	50	50	50	50	50
口腔機能向上加算	-	-	-	-	100	-	-
若年性認知症加算	-	-	-	-	-	60	-
サービス提供体制強化加算Ⅱ	6	6	6	6	6	6	6
保険給付自己負担分	1,203	1,203	1,253	1,253	1,353	1,313	1,253
食事代	540	540	540	540	540	540	540
合計	1,743	1,743	1,793	1,793	1,893	1,853	1,793

- ☆保険給付自己負担分において、月締め時に「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」が加算されます。
- ☆食事代、レクリエーション、クラブ活動、日常生活上必要となる諸費用等については実費です。
詳しいことは重要事項説明書に記載されておりますのでご参照ください。

※介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

⇒別に構成労働大臣が定める基準をクリアしている為、1ヶ月利用した総単位数に加算率の1.9%を掛けたもの。

※サービス提供体制強化加算Ⅰ

⇒介護福祉士が40%以上配置されていること。

※サービス提供体制強化加算Ⅱ

⇒3年以上の勤務年数のある者が30%以上配置されていること。

※個別機能訓練加算（Ⅰ）（Ⅱ）について、「通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤職員」とあり、みたらの社としては提供時間帯を通して配置することが困難なため個別機能訓練加算はいたしません。